

報道資料

令和2年10月23日(金)

福祉医療部医療政策局 健康推進課

担当: 森田・信野

電話: 0742-27-8662(ダイヤルイン)

内線: 3134,3142

新型コロナウイルス電話相談窓口の名称変更について

今後のインフルエンザ流行期を控え、県では、発熱等の症状がある方の相談・受診体制を整備しています。それに伴い、電話相談窓口については、県民に分かりやすい名称とするため、令和2年10月26日より、「帰国者・接触者相談センター」を「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に名称変更します。

～発熱等の症状がある場合の相談方法は以下のとおりです～ (詳細は別添チラシを参照)

○発熱等の症状がある方は、まず、身近な医療機関に電話で症状等を伝えて受診

○身近な医療機関がない場合は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談

◆発熱等の症状がない場合も、感染の不安のある方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談

窓口名称	連絡先	開設時間
新型コロナ・発熱患者 受診相談窓口 (旧 帰国者・接触者相談センター)	TEL : 0742-27-1132 FAX : 0742-27-8565	平日・土日祝 24時間

(電話番号、FAX番号及び窓口開設時間については、変更はありません。)

○奈良県では、症状の有無にかかわらず、感染リスクのある方は新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象としています。

- ・検査前2週間以内に、感染判明者との接触があった方
- ・検査前2週間以内に、感染リスクのある場所に滞在された方
- ・勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がおられる方
- ・医療従事者(訪問看護師等を含む)、福祉施設従事者(訪問介護員を含む)

※以上は例示であり、必要に応じて検査対象としています。